

野洲川立入河川公園の利用規定 (2018年度)

各体育施設利用規定について下記の通り定めていますので、ご理解、ご協力ください。
大会利用の場合、会場責任者は主催者や関係者、参加者に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

1. お申込みおよび、利用料金区分について

- 1) お申し込みの受付開始日
守山市内区分は利用予定日が属する月の2ヶ月前の月、1日から申請が可能です。※守山市外区分は1ヶ月前より受付
- 2) 各種申請受付時間は市民体育館の開館日 9:00~17:00 です。(時間外の受付はできません)
- 3) 利用料金はすべて申請時にお支払いください。(前納先着制)
- 4) 市内、市外の料金区分については利用者全体の半数以上が湖南圏域(守山・草津・野洲・栗東)の在住者であれば市内区分料金となりますが、守山市以外のお申し込みでの受付開始日は市外区分(1ヶ月前)となりますのでご注意ください。
※練習試合等で対戦相手が湖南圏域外チームの場合は市外料金区分となります。
- 5) 湖南圏域内事業所が主催であっても、利用者全体の半数以上が湖南圏域外事業所勤務者であれば市外区分料金となります。
- 6) 電話等による利用申し込みはできません。(仮予約も不可)
- 7) 申請書提出後の取り消し(キャンセル)、日程および時間変更は一切できません。
但し、気象警報発令等や施設側の問題により施設が利用できない場合は日程変更または還付(返金)請求ができます。
この場合、日程変更、還付請求は利用予定日から1ヶ月以内に手続きしてください。(例:4/1分の還付手続きは4/30まで)
(注) 1ヶ月を過ぎますと変更、還付ともできません。手続きには申請者の印鑑および申請書の控え(領収書)が必要です。
なお、年度をまたがっての日程変更はできません。
- 8) 18歳以下(高校生含む)だけでの利用許可は昼夜問わず安全管理上できません。必ず、保護者または成人が同伴でご利用下さい。
- 9) 原則として、スポーツ以外の目的での施設利用はできません。
- 10) 名義貸し申請および又貸し利用は固くお断りいたします。

2. 各施設の利用について

- 1) 申請された利用時間を必ず、お守り下さい。注) 利用時間には準備、撤収、清掃、整備、後始末の時間を含みます。
- 2) 施設利用可能時間は午前9時00分から午後5時00分まで
- 3) 利用許可書は利用時に必ず持参し、管理者から指示があればご提示願います。(許可書は大切に保管ください)
- 4) 利用当日のグラウンドコンディションが不良と施設側が判断した場合、当日の天候状態にかかわらず、利用をお断りすることがあります。
- 5) 施設、備品等は大切に取り扱いして下さい。利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または紛失については管理者に報告し、これを現状に復し、その損害を賠償していただきます。
- 6) 許可を受けていない備品の使用や申請していない場所への立入りは固くお断りします。
- 7) 利用後は必ず、整備(トンボ、ブラシ掛け)及び用具の整理整頓をして管理者の点検を受けて下さい。
- 8) 石灰を使用される場合はライン専用石灰以外の使用はお断りいたします。注) ライン用石灰は利用者でご準備下さい。
- 9) グラウンド内へは自転車、バイク、自動車等の進入は固くお断りいたします。
- 10) サッカーゴール利用後は必ず、元の場所(ゴール置き場)にご返却下さい。
- 11) 試合の応援については他の公園利用者の迷惑にならないようご理解とご協力をお願いします。
利用の途中であっても職員から応援方法等について指示があった場合はその指示に従っていただきます。

3. 飲食・喫煙について

- 1) 各施設内は飲食、喫煙はできません。(運動中の水分補給のための飲み物は可)
- 2) 喫煙場所を設けたい場合は管理者にご相談下さい。
- 3) 施設内へのアルコール類の持ち込みやアルコール類を飲まれての利用、施設内での飲用は固くお断りします。
(発見された場合、利用の途中でも利用をお断り致します)

4. ゴミについて

- 1) 持ち込まれたゴミについては利用者および主催者が責任をもって全てお持ち帰り下さい。

5. 共有施設について

- 1) 公園内通路や道路、駐車場内でのウォーミングアップや練習は危険ですので、一切禁止いたします。

6. 駐車場について

- 1) 利用時間は午前8時30分~午後5時00分まで(午後5時に閉門施設されますのでご注意下さい)
- 2) 駐車場内でのトラブル、事故等は管理者側は一切責任を負いません。
- 3) 大規模な大会の場合や管理者側が必要と判断した場合は主催者側から駐車場係を配置して頂きます。
- 4) 各駐車場は他の利用者との共有施設ですので占有、確保はできません。
また、満車時に周辺道路への駐車はご遠慮下さい。
- 5) エンジン必ず停止して駐車してください。(待機バス含む)

7. 大会等の申請および事前打ち合わせについて

- 1) 年間利用調整で仮決定された大会利用等の申請は利用予定日が属する月の3ヶ月前までに申請書を提出してください。期限までに申請書の提出がない場合はキャンセルと判断し、一般利用者に開放します。
- 2) 規模にかかわらず、事前に大会開催内容（指定用紙）および大会パンフレット等の提出をして下さい。
- 3) 詳細の打ち合わせについては管理者側が必要と判断した場合は、事前に打ち合わせを行って下さい。
- 4) 大会等の雨天予備日等については大会が成立した時点で一般利用者に貸出しを開始致します。
この場合一般利用者の申込みがあった分の料金を返金いたしますので、大会主催者は管理者にご照会下さい。
別の大会や練習での利用、第3者への又貸し行為はできませんのでご了承下さい。

8. その他

- 1) 消耗品は利用者でご準備下さい。（ハサミ、セロテープ等の文具類、けが等に必要な救急薬品等）
- 2) 外部からの電話が主催者へあった場合の連絡先（会場責任者）を事前にご報告下さい。一般の呼び出し等の電話連絡は緊急時以外取り次ぎできませんのでご了承下さい。
- 3) 貴重品は各自で保管していただくようお願いいたします。紛失、盗難についての責任は一切、管理者側は負いません。
- 4) 施設内に許可なく貼り紙、表示、ポスター等の掲示は禁止します。
- 5) 利用状況において施設側が営利目的行為と判断した場合は、利用の途中または申請後であっても利用をお断りすることがあります。
- 6) 利用にあたって管理者から指示がある場合、その指示に従って下さい。
指示事項や利用規定事項が守っていただけない場合は、ご利用の途中でも利用をお断りいたします。
- 7) 各施設内での火気の使用は固くお断りします。
- 8) 芝生広場（サッカー場）の利用制限について
芝生養生の関係上、先着順で月8日間までの利用制限を設けております。
毎年3月から6月までは芝生養生期間としておりますので、ご利用できません。
*市民の皆さんによりよい環境でご利用いただくためにご理解、ご協力をお願い致します。

9. 各施設利用可能種目について

<芝生広場・利用種目>

サッカー（100m×64m）1面

<クレー広場・利用種目>

- ・サッカー（90m×64m） 1面
- ・ソフトボール 2面
- ・少年野球 2面
- ・軟式野球（大人） 1面（Aコーナーのみ利用可能）

（注：硬式野球はできません。）

※上記以外の種目で利用をご希望される場合は市民体育館にご相談下さい。

10. 利用料金について

	芝生広場	クレー広場
平日（1時間）	170円	120円
土日祝日（1時間）	240円	170円

※上記金額は市内料金、市外利用者は倍額となります。

11. 管理者について

（公財）守山市文化体育振興事業団は申し込み等の受付業務のみ守山市より業務委託されております。

現地の管理、その他の施設利用等につきましては、守山市役所内 建設管理課までお問い合わせ下さい。077（582）1134

※その他不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

（公財）守山市文化体育振興事業団公式HP『施設予約状況』で施設の概要および空き状況をご確認いただけます。

（リアルタイムではありませんのでご注意ください）

お申し込みに関するお問い合わせ先：（公財）守山市文化体育振興事業団 守山市民運動公園
〒524-0051 滋賀県守山市三宅町100番地（市民体育館内）
TEL 077-583-5354 FAX 077-583-5853
（業務時間：9:00～17:00 休館日：火曜日と祝日の翌日、年末年始）